

これからの文化財行政を考える —SDGsという視点に照らしてみて—

THINKING ABOUT THE FUTURE ADMINISTRATION OF CULTURAL PROPERTIES
—FROM THE PERSPECTIVE OF SDGs—

柵宜田 佳男（大阪府立弥生文化博物館）

NEGITA YOSHIO (OSAKA PREFECTURAL MUSEUM OF YAYOI CULTURE)

SDGs/SDGs

人口減少社会 / POPULATION REDUCTION SOCIETY

不要不急 / NON-ESSENTIAL

1. はじめに

筆者は、平成12年（2000）から文化庁で埋蔵文化財行政に関わらせて顶いた。その終盤の平成30年（2018）には文化財保護法改正を経験し、平成31年（2019）春に職を退いた。その後は、小さな博物館で埋蔵文化財の活用の一翼を担っている。

令和2年（2020）2月に始まるコロナ禍は、博物館で経験した。この時博物館は、いく度となく「不要不急」の扱いを受けたが、それは博物館だけでなく文化財全般がそういう位置づけであった。こうした評価となったことは遺憾にたえないものがあったが、致し方のないことだとも思った。

筆者にとってこの間は、これまで実践してきた埋蔵文化財行政を振り返るとともに、これからの文化財行政について考える機会ともなった。本稿は、その時から考えていたことをまとめたものである。

2. 文化財保護の歴史と体制整備

本題に入る前に、これまでの文化財保護の歴史を簡単に振り返っておこう。

日本の文化財保護の出発点は、今から約150年前の明治4年（1871）の太政官布告「古器旧物保存方」を嚆矢とする。そこから50年ほど経過した大正8年（1919）には「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、現在の記念物保護につながる仕組みが始まった。

敗戦を経験し、「文化財保護法」が昭和25年（1950）に制定された。文化財保護法における文化財の保護対象の変遷をみると、制定時の保護対象は、「有形文化財」、「無形文化財」、「史跡名勝天然記念物」であったが、昭和29年（1954）の法改正によって、有形文化財の一部であった「民俗資料」が独立した文化財類型となって無形の民俗資料も保護の対象となり、「埋蔵文化財」は有形文化財から独立した。その後、昭和50年（1975）の法改正では、民俗資料が「民俗文化財」に改められ、さらに文化財の新たな類型として「伝統的建造物群」が加わるとともに、文化財の類型ではないが、文化財の保存のために必要な伝統的な技術・技能が「文化財の保存技術」として保護の対象となった。平成8年（1996）には有形文化財のうち建造物について登録制度が創設され、平成16年（2004）には「文化的景観」が文化財の類型に加わった。翌年の平成17年（2005）には建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも登録制度が拡充され、直近では、令和3年（2021）に無形文化財の登録制度も始まった。

文化財保護法制定後、文化財保護の対象は拡大し現在に至っている。

次に文化財の保護体制を整理しておこう。多くの市町村では文化財専門職員は1～2名で、考古学・歴史学を専攻した埋蔵文化財専門職員（以下「埋文職員」という。）が域内すべての文化財保護を担当しているところが多いので、埋文職員の推移からみていくことにする。文化庁では、昭和46年（1971）から全国の埋

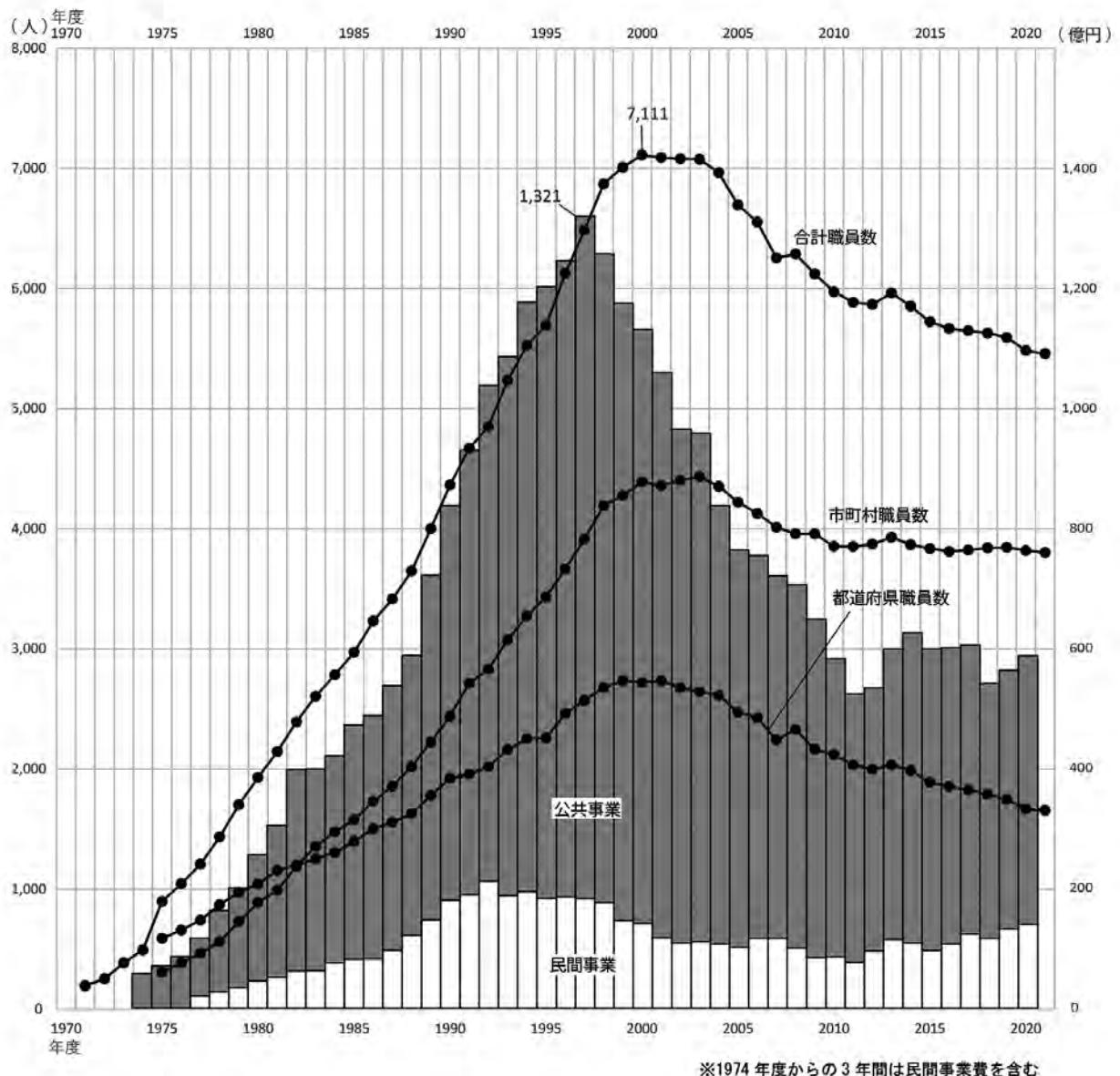


図1 埋蔵文化財専門職員数及び緊急発掘調査費用推移図（文化庁 2022より作成）

文職員数、記録保存調査件数及び発掘調査費について年度ごとの集計をおこなっている。それによると、埋文職員数は調査が始まった昭和46年度（1971）には194人だったのが、昭和53年度（1978）からは年200人、時に300人を超える増員が図られ、平成12年度（2000）には7,111人となった。その後は発掘調査費が平成9年度（1997）の約1,321億円をピークに減少に転じたこともあり、埋文職員数も減少傾向にあり、令和3（2021）年4月時点では5,457人となっている¹⁾（図1）。

文化財保護が始まって150年ほどしか経過していないが、絛余曲折を経て今日に至っている。これからは、さらに縮小する体制のもと、大きく変化していくであ

ろう社会のなかで、文化財保護は進められることになるのである。

3. これからの文化財行政に求められる視点

これから文化財行政を考えるあたり、念頭に置かなければならぬこととして、次の3点を挙げておきたい。

第1点は地方分権である。国の権限を地方に委譲する施策は、規制緩和とともに国と地方の関係における大きな改革の目玉として、平成12年（2000）に地方分

権一括法が施行された。本稿では触れないが、文化財行政では埋蔵文化財にかかる権限が都道府県等に委譲された。いうまでもなく、文化財行政は地域に根差して進めることが重要で、地方公共団体は、国からの支援を受ける、受けないに関わらず、文化財を保護する必要がある。

第2点は人口減少である。日本はこれまで、飢饉等で一時的に人口減少することはあったものの基本的に人口は増え、敗戦以降の20世紀後半は人口増加とともに高度経済成長を達成し、平成8年（1996）には1億2,808万人とピークに達した。その後、人口減少が始まり、世界に例のない勢いで進むとされ、令和11年（2029）には1億2,000万人台を割り、令和35年（2053）年には1億人を切ることが予想されている²⁾。

国の借金は1,200兆円を超えるも国家予算は膨張し続けているが、どこかで頭打ちとなるだろう。人口減少社会に入り、道路や橋などのインフラや文化施設の再整備が必要になった場合、限られた財源の中で求められる事業に対応するためには緊急性、効率性などから取り組む必要があるとされる³⁾。ある意味、当然のことといわざるを得ない。文化財が「不要不急」の扱いを受けた点を踏まえると、文化財行政はこれまで実施できただけなくなる事態を想定しておく必要があるだろう。

第3点はSDGs（Sustainable Development Goals）⁴⁾である。日本語では「持続可能な開発目標」となる。平成27年（2015）の国連サミットで採択され、令和12年（2030）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際的な目標である。全部で17の目標が示され、11番目の課題「住み続けられるまちづくりを」の4番目に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」というターゲットも明示されている。

このSDGsの背景には地球資源の枯渇という問題意識があり、それは1980年代から示されているサステナビリティ、すなわち持続可能性という概念に起因する⁵⁾。SDGsや持続可能という言葉は現在、日常的に使われるようになっている。これから文化財行政は、これらと無関係ではいられないであろう⁶⁾。

4. 近年の文化財保護制度とそれに 関する議論

次に、これから文化財保護を考えるうえで重要な、近年の文化財保護にかかる法整備の状況をみておこう。

（1）平成30年（2018）年の文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

この法改正により、第一に都道府県は「文化財保存活用大綱」（以下「大綱」という。）、市町村は「文化財保存活用地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定することができ、地域において総合的な文化財の保存・活用を進めること、第二に個々の文化財の確実な継承に向け、文化財所有者や管理団体は保存活用計画を策定することができ、その際に民間の「支援団体」との連携を図ること、第三に教育委員会所管であった文化財保護部局を、知事や市町村長など首長部局に条件付きで移管する事が、それぞれできるようになった。

杉本宏は、開発事業に際して埋蔵文化財の記録保存調査を実施し、自然災害などで文化財の破損が起った時に復旧するなど基本的には受け身であった文化財行政が、大綱や地域計画を策定することが可能となり、能動的な文化財行政、計画行政を進める道を開いたと評している⁷⁾。筆者も、文化財行政の取り組む姿勢が変わったことの意義は大きいと考えている。

法改正の背景には人口減少、高齢化社会があり、文化財保護の担い手減少に対応することがあったのだが、地方創生という施策の具体的取り組みとして文化財の観光活用がいわれ、文化財部局の首長部局への移管を可能にしたこともあり、文化庁は保存から活用へ舵を切ったところに注目が集まってしまった⁸⁾。

岩崎奈緒子は、この法改正は市町村が首長の下、民間団体を巻き込んだ地域振興・観光振興の手段として文化財活用の道を開いたと評した。地域計画についても、どれだけのところで策定可能なのかと疑問視し、「できる一部の自治体はより元気に、できない大半の自治体は置き去り」だとした。そして、「金を生む文化財とそうではない文化財とを選別し、後者の文化財の滅失・散逸をむしろ助長する」とも述べ⁹⁾、文化財

の大半は経済的価値に還元し得ない証として存在するのに、それらは国をあげての観光振興の射程に入らないと批判した¹⁰⁾。

文化財保護についての考え方と取り組みは、地方公共団体の数だけある。筆者は、一部の地方公共団体でも国の支援を受けて史跡等の整備が進めば、それは日本の文化財保護総体としては「前進」したと評価できると考えている。文化財を観光利用できるところは一部であり、すべての地方公共団体に共通して求められることは、人口減少社会のなかで文化財保護をどう進めるのかということであり、法改正の原点に帰ることだと考える。

(2) 文化観光推進法

令和2年（2020）にはいわゆる文化観光推進法、正式には「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」が成立し施行された。この法律は「文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出すること」を目的としている。そして、同法2条で「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光」が文化観光だと定義された。

文化庁で文化観光を推進する中尾智行は、文化観光への批判的な意見があることを意識しつつ、その推進は世界的な動きであり、保存と活用のバランスを取りながら進めていくことを前提に、活用は新しいフェーズに入ったと述べた¹¹⁾。坂井秀弥は、文化財の観光活用に対しては、期待と警戒の両側面があることを確認したうえで、文化・観光・経済の循環とバランスを守ることが前提だが、日本の文化資源の魅力が広く国内外に伝えられることには意味があるとする¹²⁾。筆者も、懸念があることは了解するものの、文化観光が文化財の活用に新たな息吹を吹き込むことに期待している。

(3) 2021(令和3)年の文化財保護法改正

令和3年（2021）には無形文化財、無形の民俗文化財の登録制度が創設されるとともに、平成30年（2018）の法改正によって策定可能となった地域計画と連動す

る形で、地域の実態に合わせた多様な文化財の保存・活用の仕組みを整備するため、地方登録制度を法律に位置付け、地方登録された文化財を国登録にする提案もできるようになった。

この法改正は、「食文化あふれる国・日本」プロジェクトと連動し、食文化を活かした観光等による地域活性を目指すものとされる。文化財として保護対象が増えることは一般論として望ましいことである。ただし、将来的には、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産への提案も視野にあるとされており、だとすると、構成資産の選定にあたり、難しい問題が出てくるようにも思われる。

5. 文化財保護と観光

(1) 文化財の観光利用

文化財の観光利用について、学会等は懸念を示した。たしかに、第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説や「稼ぐ文化財」論¹³⁾ があったので、そうなるのも肯けるところではある。

具体的な問題点の指摘もある。小野昭は、観光は国際的にも文化遺産・自然遺産への脅威であること、文化観光は政府から国土交通省、観光庁のラインで進められてきたのが文化庁もその一翼を担うようになったことを指摘したうえで、文化庁が創設した日本遺産に認定されたところで経済効果がみられないため、早急な改善策と成果が求められ現場が疲弊している、という実情を明らかにした¹⁴⁾。また鈴木重治は、観光庁や文化庁が進めている観光ツーリズムの現状は破綻していて、コロナ禍後は経済至上主義から脱却するべきだと述べた¹⁵⁾。

観光公害があつてはいけないことはいうまでもない。ただし、人口減少社会に入った日本において、縮小する需要を埋めるべく交流人口の増大が地域の活性化に重要であり、多くのところでは観光に関わる地域づくりが進められ、文化観光もその一つ¹⁶⁾ という前提がある。

人口減少社会での対応策と位置づけられる観光に対して、文化財行政は真摯に向き合う必要があるのでは

ないだろうか。

(2) 文化財と観光

観光には、そもそも「観る」というところから派生してきた観光ビジネスと関わることだけでなく、「観光まちづくり」という活動もある。西村幸夫によると、「地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業、人材など地域のあらゆる資源を活かすことによって、交流を振興し、活力あるまちづくりを実現するための活動」であり、資源と住民と来訪者が調和を図って持続的な地域の実現を目指している¹⁷⁾。この活動は、観光による経済的効果だけを追い求めるものとは明らかに異なる。それだけでなく、文化財を活かしたまちづくりを進める際には、互いに接点があることを指摘しておきたい。

史跡等に関わるモニュメントや案内板で、少し「個性的」なものがあると、「あれは、知らないうちに○○部局がやったことです」という説明を受けたことがある。文化財部局と観光部局との間に溝があることを示す事例だが、これを享受するのは市民であることからすると、適切な対応ではなかったと考える。

ちなみに、観光学の立場からは、観光が文化財に悪影響を及ぼすことは本意ではないようである。文化財と観光利用について記載している書物は少ないが、『新しい時代の観光学概論』では「文化財保護に関係する人の中には、観光に対して懐疑的な見方をしている人が存在している」としたうえで、観光に携わる人材は、文化財を観光資源とする際には、デメリットとも向き合い、いかにリスクを低減させるのかについて考える必要があると述べている¹⁸⁾。また、観光は環境・文化・社会に負の影響が伴っていたにもかかわらず、正負の両面を包括した視点で計画・運営されてこなかったが、コロナ禍はそれらを見直す契機になったとの指摘もある¹⁹⁾。これらは鈴木が指摘した経済至上主義からの脱却につながる見解である。観光ビジネスの最前線にたつところとはみる方向が同じではないと思われるが、「観光側」の今後の動きには注目したい。

筆者は、上記のような事例を避けるうえでも、観光部局による文化財関係の施策に対しての関与は不可欠であり、地域づくりを接点に、文化財部局と観光部局

が同一歩調をとることは重要なことだと考えている。両者の連携する取り組みは一部で始まっているし²⁰⁾、これからは増えていくことに期待をしたい。

6. 文化財保護とSDGs

先のところで触れたように、これからの文化財行政にも、SDGsや持続可能性という視点が求められるのではないかと考えている。そこで、文化遺産の持続可能性を研究している星野有希枝の論考²¹⁾を取り上げながら、このことについて考えてみたい。

持続可能な社会を実現するためには社会的包摂、経済成長、環境保護の3つの核心的要素が不可欠とされる²²⁾。その前提のもと、星野は世界的な動向を紹介しながら、文化遺産は持続可能な開発に貢献できるとしたうえで、「持続可能な開発が全世界的・全人類的な目標である以上は、文化遺産保全の在り方自体も環境的、経済的、社会的の各側面からみて持続可能なものでなければならない」とする。この点は重要で、文化財行政自体が持続可能でなければならないことになる。

これら三要素のうち、環境的側面については、文化財が開発行為に対しては同じ立ち位置にあることが多いため、検討対象は後の二者となる。その場合、経済的側面では、文化財保護が経済的観点からバランスのとれたものであること、社会的側面では、文化財の社会的・文化的な価値・意義が認識・共有されることが、それぞれ求められることになる。

このことは、「文化財は重要だから残す」という理念だけでは十分ではないということを念頭に置く必要が出てくることになるが、こうしたことは、すでに文化財専門職員においては経験されていることではないかとも思う。また、文化財保護においてサスティナビリティという考え方は、意識していなくても、結果としてそれにかなった保存・活用の例はみつけられるのではないか、という指摘もある²³⁾。

次節ではこれからの文化財行政について、筆者がSDGsの視点から取り組んではどうか、と考えている3つの点を述べてみたい²⁴⁾。

7. これからの文化財行政への3つの提案

(1) 記録保存調査の「選択」という考え方の導入

①これまでの経緯

埋蔵文化財の記録保存調査については、原因者の協力を得ながら実施してきた。文化庁は開発事業者の理解と協力、記録保存調査の迅速化を進めるため、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会（以下「調査研究委員会」という。）を立ち上げ、記録保存調査の客観化・標準化に関する考え方を示してきた。こうして、国民共有の財産である埋蔵文化財を保護するという理念のもと、面積の大小にかかわらず調査を進め、平成7年（1995）の阪神・淡路大震災や平成23年（2011）の東日本大震災といった非常時においても、その復興に先立つ記録保存調査を実現させてきた。

② SDGs の視点

このようにして進めてきた記録保存調査だが、経済的側面では、開発事業者が発掘調査費用を用意できるのかという点、社会的側面ではその調査の必要性について理解を得ることができるのかを課題として挙げざるを得ないこととなる。予想されるのは、人口減少社会となり社会全体が「コンパクト」になっていくのに、記録保存調査だけが「現状維持」なのかという意見である。そこから出てくる対応策として考えられるのが記録保存調査の「選択」である。

記録保存調査の「選択」という考え方には、すでに和田勝彦が示している。和田は文化財保護法全体を俯瞰し、文化財の中で埋蔵文化財だけがすべて保護対象となっているのは制度上不均衡であり、「価値や保護の必要性による選択（ランク付け）を経ないで存在するものすべてを保護対象とするという仕組みは成り立っていく」、「ランク付けを否定することは、……法制度全体のあり方として理解を得られないことの一つである」と述べている²⁵⁾。後半の指摘は、社会的側面において説明が必要ということになる。

③ これからの取り組み

「選択」を具体化するとなると、これまでの埋蔵文化財行政の取り組みを変えることになるので、慎重な

議論と手続きが求められることは言を俟たない。

大きな課題は、記録保存調査が国民共有の財産を保護するために実施しているという理念を変更することになる点である。一方、原因者の立場からすると、その理念に基づき、指示を受けた記録保存調査には「等しく」協力してきたという原則が崩れることから、協力しない場合が出てくることが、もっとも危惧されるところである。

また、和田が問題視している「埋蔵文化財は掘ってみないと中身がわからない」という点も修正することになる。たしかに、調査の最後に、調査区内に設定された土層観察用の畔を崩していたところから銅鐸が出てきたことはある。発掘調査をするに越したことはないという点は否定しない。が、そうした事例はあくまでも例外的である。こうした現状を行政としてどう評価するのか、整理が必要である。

それを具体化する視点についても、いくつかの案を示しておこう。まず考えられるのが調査面積である。都道府県が担当することの多い大規模調査を「選択」するとなると影響は大きく、特に法人調査組織をもつところは組織経営とも関わることなので、現実的には難しいかも知れない。一方、文化財総体を保護しなければならない市町村においては比重の高かった記録保存調査のあり方を検討する機会となるだろうから、バランスのとれた行政を進めるきっかけになるかもしれない。また、これまでの調査の蓄積に基づき、考古学的な重要度、あるいは史跡指定地であればその隣接地などは優先的に調査をするという「選択」もあるだろう。さらには、これまでの調査の蓄積状況によって、内容が「分かっている」遺跡と「分かっていない」遺跡があるとすると、後者を優先的に調査対象にする「選択」もあるのかもしれない。

「選択」するとなれば大きな波紋を呼び起こすことは間違いない。試掘・確認調査の成果に基づき、調査の要否の基準を緩和するという「運用」によって対応することの方が現実的なのかもしれない。やがては、人口減少社会になって開発事業自体が減少し、記録保存調査事業量も減少することから「選択」に至らない時がくることも想定される。あくまでも、SDGs とい

う視点で経済的側面、社会的側面から文化財行政にも変化が求められる際の考え方、という意味での問題提起である²⁶⁾。

(2) 他部局との「連携」から「協同」へ

①これまでの取り組み

平成19年（2007）の調査研究委員会報告²⁷⁾では、行政組織内における連携が必要で、具体的には学校現場にとどまらず、都市計画部局、広報部局、文化部局さらには観光部局が連携の対象として示された。埋蔵文化財行政では、他部局との連携はたびたび指摘されてきた。

平成16年（2004）から始まった重要文化的景観の選定には、景観法や都市計画法などの法律に基づく条例制定が必要で、関係部局との連携が前提となっている。

具体的なデータを持ち合わせていないが、他部局との連携は一定の成果を収めているとみている。

② SDGs の視点

経済的側面では、文化財を保護するために必要な経費とそこから得られる効果について、これまで以上に説明が求められることになる。社会的側面では、「社会的・文化的な価値・意義というものが認識・共有されることが重要」²⁸⁾だとすると、学術的価値すなわち本質的価値以外の価値を見出していくことも必要だということになり、それをするのは、他部局の職員であり、後で取り上げる市民ということになる。

③ からの取り組み

他部局の職員が、文化財がもつ多様な価値を見出していくといつても簡単ではないだろう。行政内の役割分担が決まっているので、その枠を越えることが求められるからである。しかし、例えば文化財を使った「地域づくり」「ひとづくり」をキーワードに、文化財部局以外の部署も文化財の活用に参画する機会はできないものだろうか。そうした場合、文化財と広義の観光は接点を持ちやすいようにも思われる。いずれにしても、「新たな」価値の発見をおこなう機会をつくることが求められることになる。

文化財保護は立場が弱く、「不要不急」とみなされることを踏まえると、文化財部局が単独で施策を進めても限界がある。文化財部局は、他部局を巻き込んで、

文化財に多様な価値を見出し、それを行政内に位置付けていく視点が求められるとみている。そして、最終的には他部局も文化財保護の「主体者」としての意識をもってもらうようになることが理想的な姿だと考えている。文化財保護に関する予算をそうしたところが分担することになればとも思う。

こうした取り組みは、すでに示されている他部局との「連携」という枠組みを越えるという意味において、他部局との「協同」が必要だということを指摘しておきたい。

(3) 市民参加から市民参画へ

①これまでの取り組み

史跡公園や博物館等においてボランティアは欠かせない存在である。たとえば、茨城県の史跡陸平貝塚には「陸平をヨイショする会」が、鳥取県の史跡妻木晚田遺跡には「むきばんだ応援団」があり、長年にわたり多様な活動を繰り広げている。こうした組織・団体は全国で枚挙にいとまがなく、市民は文化財の保存と活用に重要な役割を果たしてきた。

② SDGs の視点

市民との関係については、社会的側面が関わってくることになる。星野は、文化遺産の価値は「専門家が指摘する価値は、遺産の一面をとらえているにすぎず、土地の所有者や地元の一般住民は、その文化遺産に対して異なる視点をもっているかもしれない」とする²⁹⁾。山本誠も遺跡に多様な価値があることを認め、その多様な価値を市民やほかの行政分野の方々と連携して発見し、行政として対応していくことが重要だと述べている³⁰⁾。

上記のことを進めるとなると、これまでとは異なる市民との関わり方が必要だということになる。

③ からの取り組み

参考になるのが大分県宇佐市の取り組みである。小倉正五は、戦争遺跡を市指定史跡にする経験を話した際に、史跡指定を可能にしたのは、住民参加ではなく住民参画という関わり方があったからだと述べた³¹⁾。住民が自ら価値を見出し、それを行政として受け止めて、市の史跡に指定したのである。武末純一も史跡整備において、住民がその結果を受け取るだけとなつて

いる現状に対し、整備において住民と共同で作り出すことが重要だと述べ、実践する取組みも始めている³²⁾。

また、松田陽は遺跡を社会的に活用するうえでのキーワードとして、地域住民による「主体的」かつ「継続して」を挙げている³³⁾。

行政だけで文化財を保護することが厳しくなると予想されるなか、これからは、市民自らが地域の文化財に「価値」を見出し、それぞれが「わが故郷の○○を守る」という意識をもってもらえることこそが、持続可能な文化財保護となっていくのだと考える。文化財専門職員には、こうした市民と文化財との間を仲立ちする役割が求められ、それを実現できる取り組みが必要になるのである。

8. おわりに

右肩上がりの社会での文化財保護と右肩下がりでのそれとでは前提が変わるし、「不要不急」という位置づけになったこともあり、これまでの考え方で文化財保護を進めることができ難しくなるのではないかということから、SDGs という視点にたった場合の取り組みについて考えた。人的にも予算的にも体制が縮小する時代となると、文化財保護は、文化財専門職員が「がんばって保護する」だけでは、おのずと限界があるのでないだろうか。これからは、他部局からの後押し、さらには市民も巻き込むことがいっそう重要になってくるとみる。そうなるためには、埋蔵文化財保護の位置づけを含めて、地域の文化財を守るために求められることについての考え方の整理が必要で、文化財専門職員には、「発想の転換」も必要なのではないかと考える。

以上、ここまでいろいろと述べてきたが、文化財行政を離れていることもあり、あたりまえのことを書いたに過ぎないのかも知れない、という思いもある。ご批判、ご教示を賜れれば幸いである³⁴⁾。

謝辞 本稿を草するにあたり、次の方々から有益なご教示や資料提供をいただいた。記して感謝いたします。
井上義也・近江俊秀・岡村勝行・岡村道雄・栗田一

生・坂井秀弥・杉浦あおい・武末純一・中尾智行・広瀬和雄・福永伸哉・藤井幸司・星野有希枝・松田陽・山本誠（敬称略）

【註】

- 1) 文化庁文化財第二課 2022 『埋蔵文化財統計資料』。
- 2) 内閣府 2021 『令和3年版高齢社会白書』。
- 3) 増田勝 2019 「道路や橋などのインフラの再生整備が必要な理由は？」『人口減少時代の論点90』 公人の友社、pp.120-121。
- 4) サスティナブルは、『実用日本語表現辞典』によると「人間の活動が自然環境や資源に悪影響を与えることなく持続可能なことを表す言葉。また、物事がある程度の期間安定しておこなわれるさまをいうこともある。持続可能と言い換えることが多い」とされる。
- 5) 周瑠生 2022 『人類社会のサスティナビリティとSDGs』『SDGs時代のサスティナビリティ学』 法律文化社、pp.1-24。
- 6) 「持続的な」という言葉を使って、日本学術会議は2017年に埋蔵文化財保護に関する提言をおこなっている。日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会 2017 『提言 持続的な文化財保護のために—特に埋蔵文化財における喫緊の課題—』。
- 7) 杉本宏 2018 『文化財保護法改正における課題と展望について』『文化遺産の世界』 Vol.33 特定非営利活動法人文化遺産の世界、pp.15-18。
- 8) 法改正についての筆者の考え方はすでに述べている。櫛宣田佳男 2021 「2018年の『改正』文化財保護法をめぐる諸問題」『明日への文化財』86号 文化財保存全国協議会、pp.56-65。
- 9) 文化財専門職員は、文化財の滅失・散逸などがおこらないよう、厳しい体制のなかで業務を推進しているが、不幸にもそうした事態が起こることもあるだろう。その時には、滅失・散逸の要因が法改正によるものなのかどうか、検証していただきたい。
- 10) 岩崎奈緒子 2019 「歴史と文化の危機—文化財保護法の『改正』—」『歴史学研究』No.981 績文堂出版、pp.30-36。
- 11) 中尾智行 2021 「共生する文化と観光—「文化観光推進法」の成立と取り巻く議論—」『文化遺産の世界』 Vol.38 特定非営利活動法人文化遺産の世界、pp.12-16。
- 12) 坂井秀弥 2021 「文化財・博物館と文化観光」『文化遺産の世界』 Vol.38 特定非営利活動法人文化遺産の世界、pp.7-11。
- 13) デービット・アトキンソン 1995 『新・観光立国論』 東洋経済新報社、pp.255-258。
- 14) 小野昭 2021 「文化財の観光資源化—その背景と特質—」『明日への文化財』84号 文化財保存全国協議会、pp.6-16。
- 15) 鈴木重治 2021 「観光ビジョンと文化財ツーリズムの推奨」『明日への文化財』84号 文化財保存全国協議会、pp.18-29。
- 16) 渡部薫 2019 「文化観光、創造産業と地域づくり」『文化政策と地域づくり』 日本経済評論社、pp.207-280。
- 17) 西村幸夫 2002 「まちの個性を活かした観光まちづくり」『新たな観光まちづくりの挑戦』 観光まちづくり研究会編 ぎょうせい、pp.16-32。
- 18) 島川崇 2020 『新しい時代の観光学概論—持続可能な観光振興を目指して—』 ミネルヴァ書房、pp.183-198。
- 19) 村山貴俊 2021 「持続可能な観光」『観光学概論 海外文献を読み解く』 創成社、pp.210-277。

- 20) 史跡公園に関して文化財部局と観光部局との関わりの事例紹介があるので、参考にされたい。櫛宜田佳男編 2022 『月刊考古学ジャーナル』No.773 (特集「国指定史跡」としての遺跡) ニューサイエンス社。
- 21) 星野有希枝 2014 「持続可能な開発と文化遺産」『古墳時代の考古学 10 古墳と現代社会』 同成社、pp.162-173。
- 22) 前掲註 5。
- 23) 星野有希枝 2022 「文化遺産とサスティナビリティ」『季刊考古学』第158号 雄山閣出版、pp.67-68。
- 24) ほかにも検討されるべき事項はあるだろう。なかでも、現在の史跡等の整備のあり方はその一つと考えている。
- 25) 和田勝彦 2015 『遺跡保護の制度と行政』 同成社、pp.203-232
- 26) 文化庁も、『文化審議会文化財分科会報告』において、「引き続き検討を要する課題」のなかに、「今後も持続可能な形で開発と埋蔵文化財保護の両立を図っていくためには、事業者に経済的負担を軽減するための方策について検討する必要がある」としている。今後の進捗を見守りたい。文化審議会文化財分科会 2022 『これからの埋蔵文化財保護の在り方について (第一次報告書)』、p.22
- 27) 文化庁・埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 2007 『埋蔵文化財の保存と活用 一地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政一』
- 28) 前掲註21。
- 29) 前掲註21。
- 30) 山本誠 2021 「広野町桜田IV遺跡をなぜ駅家関連遺構と推定したのか?」『福島考古』第63号 福島県考古学会、pp.77-88。
- 31) 小倉正五 2014 「遺跡保存とまちづくり」『七隈史学』第16号 福岡大学人文学部史学科、pp.55-66。
- 32) 武末純一 2014 「地域をデザインする遺跡、地域からデザインされる遺跡」『遺跡学研究』第11号 日本遺跡学会、pp.72-77。
- 33) 松田陽 2022 「橋樹官衙遺跡群をどう活用しますか?」『橋樹学連続講座 古代橋樹を知り、活用する!!』Ⅱ 川崎市教育委員会、pp.2-11。
- 34) 本稿は、「21世紀初頭の文化財保護行政—埋蔵文化財を中心に—」と題して投稿した原稿の後半部分を再構成したものである。もともとは、前半で筆者が関わってきた埋蔵文化財行政を振り返り、後半でこれからの文化財行政のあり方を展望するという構成であったが、前半については、別の機会に文章化できればと考えている。

【参考文献】

文化庁 2001 『文化財保護法五十年史』ぎょうせい

Abstract: Japan has entered a society with a declining population. In addition, the terms “SDGs” and “sustainability” have come to be used in everyday life. In this paper, I have pointed out three things that are required of cultural property administration from the perspective of the SDGs. The first is the need for a “selection” perspective in rescue archaeology, which have been heavily weighted in cultural property administration. Second, closer cooperation with other departments is needed than ever before. The third is that citizens should discover the value of cultural properties from their own perspectives, so that they themselves can promote the protection of cultural properties. I believe that it is important for cultural properties that are treated as “non-essential” to be protected not only by the Department of Cultural Properties Protection, but also by other departments and citizens.